

人材紹介契約書

〇〇社（以下「甲」という。）と日本マニファクチャリングサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材との労働契約締結のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

（紹介の内容）

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、適切と判断した人材（以下「丙」という。）を甲に紹介する。

2. 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下、総称して「求人条件」という。）を文書で明示するものとする。

（選考採用）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において求人条件に基づき採用する。

（差別的取扱いの禁止）

第4条 甲は、前条に定める採用選考の際、乙が紹介した人材（丙）を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

（応募者の併願）

第5条 甲は、乙から紹介された丙が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

（対価の支払及び時期）

第6条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、労働契約締結に至った場合、人材紹介の対価として、丙の初年度理論年収の●%に相当する額を乙に対し支払うものとする。

2. 初年度理論年収とは、基本給に通勤手当及び時間外・休日・深夜労働手当を除く諸手当を加算した月額給与の12か月分と、賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額を加算した金額とする。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額（業績年俸を含む。）を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を初年度理論年収とする。

3. 丙が、専ら甲の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、乙が受領した第1項の対価は返還することを要せず、又、当該退職が甲による第1項の対価の支払前であっても、

甲の乙に対する対価の支払債務は消滅しないものとする。

4. 甲は、乙の請求書が到達した月の翌月末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

振込口座 : 三菱UFJ銀行 渋谷中央支店 普通預金
口座番号 : 6725372
口座名義 : 日本マニュファクチャリングサービス株式会社

(労働条件の明示と確認)

第7条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者(丙)に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を甲の責任において交付し、別途、甲及び丙との間で労働契約を締結するものとする。

2. 甲は前項に基づき丙の採用を決定した場合、乙に対して、採用を決定した事実を確認する書面又はこれにかわる文書を5日以内に交付することとする。

(甲の義務)

第8条 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙から事前の承認を得ることなく、丙と直接連絡を取り、又は丙を採用してはならない。

2. 甲は、丙について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨書面により通知しなければならない。また、甲は、乙が丙を紹介した後に、当該丙について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本契約を通じて知り得た相手方の業務上の機密、その他相手方から秘密である旨明示の上受領し、又は開示を受けた一切の情報(以下「機密情報」という。)を、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、管轄官公庁又は法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報に当たらないものとする。
1. 受領時に既に公知であったもの、又は受領者の責によらず公知となったもの
 2. 開示を受ける以前に受領者が既に保有していたもの
 3. 第三者から機密保持義務を負わされることなく正当に入手したもの
 4. 受領者が独自に開発したことを証明し得るもの

(個人情報の取扱い)

第10条 甲は、乙より提供された、丙(採用、労働契約締結に至らなかった者を含む。)に関する個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的

の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

(損害賠償)

第 1 1 条 甲又は乙のいずれか一方が、本契約の履行上において、自己の責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を発生させた場合には、相手方又は第三者に対してその損害賠償の責任を負う。

(有効期間)

第 1 2 条 本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。なお、有効期間満了 1 か月前までに甲又は乙による異議のないときは、更に同一条件で自動的に更新するものとし、以降も同様とする。おって、本契約が、本条、第 13 条及び第 14 条に従って解約された場合においても、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 17 条の規定は有効に存続するものとする。

(契約違反などによる解除)

第 1 3 条 甲又は乙が次の各号の一に該当したときは、相手方は催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- ② 財産上の使用に関わる差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立、強制執行、租税公課の滞納処分、保全差押を受ける等、資産状況が極度に悪化、又はその虞があるとき。
- ③ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき。
- ④ 破産、民事再生手続、会社更生の申立があったとき。
- ⑤ 解散、合併、清算又は事業の重要な部分の譲渡を行ったとき。
- ⑥ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき。
- ⑦ 相手方に対する詐術その他背信的行為等、甲又は乙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

2. 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3. 甲又は乙は、本条に基づく契約解除がなされた場合、相手方に対し、蒙った損害につき賠償の責を負う。また、この場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務につき、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を一括現金にて乙に支払うものとする。

(中途解除)

第 1 4 条 甲又は乙は、本契約の有効期間中においても、30 日前までに相手方にその旨を書面により通知することにより、本契約を解除することができるものとする。なお、その場合においても、相手方に不利な時期に契約解除がなされた場合、前条第 3 項の損害賠償等の

責は免れないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者・団体をいう。）、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
- ② 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜供与等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲又は乙は、相手方が前項各号又は次の各号の一に該当した場合、催告することなく、直ちに、甲乙間の契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 自ら又は第三者を利用して、詐欺、暴力的行為、脅迫的言動をした場合
- ② 自ら又は第三者を利用して、名誉・信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為、又は業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為をした場合
- ③ 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
- ④ 自らの契約の履行のために契約する者（以下「委託先」という。）が前項各号又は前各号の一に該当することが判明し、当該委託先との契約の解除若しくは契約解除のための措置を求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒む場合

(規定外事項)

第16条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する解釈の疑義については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約の各条項に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

以上、本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都新宿区西新宿 3 丁目 2 0 番 2 号
東京オペラシティタワー 4 5 階
日本マニファクチャリングサービス株式会社
国内事業本部長 目崎 矩正

(以下、余白)